

## 質問票 兼 同意書

事業所名： (被保険者証記号 番号 )  
健康保険証の氏名の上に記載されています。

フリガナ  
自署してください お名前 様

事業主様、私は定期健康診断の結果（特定健康診査項目以外を含む）を、全国健康保険協会群馬支部へ提供することに同意します。

ご提供いただきました健診結果に応じて、協会けんぽの保健師等による保健指導を無料でご利用いただけます。

問診項目の確認(該当に☑をつけ、健診結果に記載がない場合は腹囲の記入をお願いします。)	
既往歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( )
服薬歴	現在、血圧を下げる薬を服用していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	現在、インスリン注射または血糖を下げる薬を服用していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	現在、コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用していますか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
喫煙歴	<input type="checkbox"/> 現在吸っていない
	<input type="checkbox"/> 習慣的に吸っている ※「吸い始めてから現在までの合計が 100 本以上」又は「6 か月以上吸っている」ことで、かつ「最近 1 か月も吸っている」ことです。
自覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( )
他覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( )
腹囲	c m (健診結果にない場合、自己測定可)
食後時間 (健診を受ける までの時間)	<input type="checkbox"/> 食後 3.5 時間未満 ・ <input type="checkbox"/> 食後 3.5 時間以上 10 時間未満 ・ <input type="checkbox"/> 食後 10 時間以上

ご提供いただきました健診結果データについては、特定保健指導を行う場合および特定の個人が識別されることのない方法で統計をとる場合に限り使用いたします。なお、データ登録後、提供いただいた定期健康診断結果は協会けんぽが廃棄いたします。

～必ず裏面をご覧ください～

### 【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供できるよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報保護に関する法律に抵触するものではありませんが、その健診結果に、特定健康診査（以下「特定健診」といいます）項目以外の健診結果が含まれている場合は、健診を受診されたご本人様の同意が必要となります。（40歳以上75歳未満の協会けんぽ加入者の方が対象となります。）

### 【事業主様へ】

定期健診結果をご提供の際に、特定健診項目以外の健診結果が記載されている場合は、必ず健診を受診された従業員様から同意を得ていただきますようお願いいたします。

### 【健診受診者（従業員）様へ】

事業主様が協会けんぽに対して、特定健診項目以外の健診結果が含まれている定期健診結果の写しを提供することに同意していただける場合は、ご署名をお願いいたします。

※特定健診項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、特定健診結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

### 《ご提供をお願いする健診結果の項目等》

- ・健康保険証の記号番号・氏名（カナ）・生年月日・性別・健診機関名・健診受診日
- ・医師の診断（判定）・医師名・既往歴・服薬歴・喫煙歴・自覚症状・他覚症状・腹囲
- ・身長・体重・BMI・血圧・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール※1
- ・空腹時血糖又はヘモグロビンA1c※2（いずれも測定しない場合は随時血糖※3）
- ・肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）・尿検査（尿糖・尿蛋白）

※1 中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、Non-HDLコレステロールに代えられる

※2 ヘモグロビンA1cの値はNGSP値とすること。

※3 随時血糖を測定する場合は、食事開始後3.5時間以上経過していること

### 【ご参考】「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～

#### 第二十七条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省で定めるものを提供できるよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。